



接続約款変更認可申請書

西相制第 48 号
平成22年7月23日

総務大臣
原口 一博 殿

郵便番号 540-8511

おおさかふおおさかしちゅうおうくばんばちよう

住所 大阪府大阪市中央区馬場町3番15号

名称及び代表者の氏名

にしにっぽんでんしんでんわかぶしがいしゃ

西日本電信電話株式会社

おおたけ しんいち

代表取締役社長 大竹 伸

登録の年月日及び番号

平成16年4月1日 第234号

電気通信事業法第33条第2項の規定により、別紙のとおり接続約款の変更の認可を受けたいので申請します。

実施期日	認可を受けた後、速やかに実施します。
------	--------------------

電気通信事業法第33条第2項及び第7項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正（案）

旧						
料金表						
第1表 接続料金						
第1 網使用料						
1 適用（略）						
2 料金額						
2-1~2-5（略）						
2-6 通信路設定伝送機能						
2-6-1 分岐回線以外の部分の基本額						
2-6-1-1 基本料						
1回線ごとに月額						
区分		料金額		備考		
		右欄以外の 場合	通信路設定 伝送機能を 利用する区 間が同一の 単位料金区 域に終始す る場合			
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	ア 一般専用に係るもの	専らAM放送の音響を伝送するため、通常50Hzから10kHzまでの周波数帯域を伝送するもの	(略)	(略)	—
			専らFM放送の音響を伝送するため、通常40Hzから15kHzまでの周波数帯域を伝送するもの	75,548円	69,237円	
			50bit/s以下の符号伝送が可能なもの	(略)	(略)	
			上記以外のもの	(略)	(略)	
	イ（略）		(略)	(略)	—	
	ウ ATM専用に係るもの	0.5Mbit/sで符号伝送が可能なもの～134.7 Mbit/sで符号伝送が可能なもの	600Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,074,570円	1,056,843円	—
			クラスが下記以外のもの	607,923円	599,561円	
			保守の区別がタイプ1-1のもの	620,071円	611,543円	
			保守の区別がタイプ1-2のもの	644,371円	635,507円	
	上記以外のもの					

新						
料金表						
第1表 接続料金						
第1 網使用料						
1 適用（略）						
2 料金額						
2-1~2-5（略）						
2-6 通信路設定伝送機能						
2-6-1 分岐回線以外の部分の基本額						
2-6-1-1 基本料						
1回線ごとに月額						
区分		料金額		備考		
		右欄以外 の場合	通信路設定 伝送機能を 利用する区 間が同一の 単位料金区 域に終始す る場合			
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	ア 一般専用に係るもの	専らAM放送の音響を伝送するため、通常50Hzから10kHzまでの周波数帯域を伝送するもの	(略)	(略)	—
			50bit/s以下の符号伝送が可能なもの	(略)	(略)	
			上記以外のもの	(略)	(略)	
			イ（略）		(略)	
	ウ ATM専用に係るもの	0.5Mbit/sで符号伝送が可能なもの～134.7 Mbit/sで符号伝送が可能なもの	600Mbit/sの符号伝送が可能なもの	(略)	(略)	—
			クラスが下記以外のもの			
			保守の区別がタイプ1-1のもの			
			保守の区別がタイプ1-2のもの			
	上記以外のもの					

2 - 6 - 1 - 2 加算料

1回線ごとに月額

区分				料金額		備考
				通信路設定 伝送機能の 距離が10km を超える場 合の10kmご との加算料	相互接続点 が当社が別 に定める通 信用建物以 外の場合の 加算料	
通信路設定伝送機能を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	ア 一般 専用 に係 るも の	専らAM放送の音響を伝送するため、通常50Hzから10kHzまでの周波数帯域を伝送するもの	(略)	(略)	—
			専らFM放送の音響を伝送するため、通常40Hzから15kHzまでの周波数帯域を伝送するもの	762円	10,636円	
			50bit/s以下の符号伝送が可能なもの	(略)	(略)	
			上記以外のもの	(略)	(略)	
	イ (略)			(略)	(略)	—
	ウ ATM 専用 に係 るも の	0.5Mbit/sで符号伝送が可能なもの～134.7 Mbit/sで符号伝送が可能なもの		(略)	(略)	—
		600Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	35,455円	842,673円	
			エコノミークラスのもの	16,725円	397,488円	
			保守の区別がタイプ1-1のもの	17,055円	405,438円	
		保守の区別がタイプ1-2のもの	17,727円	421,337円		
	保守の区別が上記以外のもの					

2 - 6 - 1 - 2 加算料

1回線ごとに月額

区分				料金額		備考
				通信路設定 伝送機能の 距離が10km を超える場 合の10kmご との加算料	相互接続点 が当社が別 に定める通 信用建物以 外の場合の 加算料	
通信路設定伝送機能を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	ア 一般 専用 に係 るも の	専らAM放送の音響を伝送するため、通常50Hzから10kHzまでの周波数帯域を伝送するもの	(略)	(略)	—
			50bit/s以下の符号伝送が可能なもの	(略)	(略)	
			上記以外のもの	(略)	(略)	
			イ (略)			
	ウ ATM 専用 に係 るも の	0.5Mbit/sで符号伝送が可能なもの～134.7 Mbit/sで符号伝送が可能なもの		(略)	(略)	—
		600Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの			
			エコノミークラスのもの			
			保守の区別がタイプ1-1のもの			
		保守の区別がタイプ1-2のもの				
		保守の区別が上記以外のもの				

2 - 6 - 2 分岐回線の部分の基本額

1回線ごとに月額

区分			料金額	備考
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	ア 一般専用に係るもの	専らAM放送の音響を伝送するため、通常50Hzから10kHzまでの周波数帯域を伝送するもの	(略)
			専らFM放送の音響を伝送するため、通常40Hzから15kHzまでの周波数帯域を伝送するもの	67,489円
			50bit/s以下の符号伝送が可能なもの	(略)
			上記以外のもの	(略)
	イ (略)	(略)	—	

2 - 6の2 ~ 2 - 14 (略)

2 - 6 - 2 分岐回線の部分の基本額

1回線ごとに月額

区分			料金額	備考
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	ア 一般専用に係るもの	専らAM放送の音響を伝送するため、通常50Hzから10kHzまでの周波数帯域を伝送するもの	(略)
			50bit/s以下の符号伝送が可能なもの	(略)
			上記以外のもの	(略)
			イ (略)	(略)

2 - 6の2 ~ 2 - 14 (略)

附 則

この改正規定は、認可を受けた後、速やかに実施します。